資料４

杉並区児童福祉審議会条例施行規則

令和８年 10 月 26 日
規則第 109 号

（趣旨）
第１条　この規則は、杉並区児童福祉審議会条例（令和８年杉並区条例第 29 号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
（招集の通知）
第２条　委員長は、緊急やむを得ない場合を除き、あらかじめ会議の日時、場所及び議題を示して、委員に招集の通知をしなければならない。
（会議録）
第３条　委員長は、杉並区児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の会議ごと、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、公表するものとする。
（１）　会議の日時、場所及び議題
（２）　会議に出席した委員その他の者の氏名
（３）　会議資料の名称
（４）　会議の次第
（５）　会議の結果
（６）　会議に出席した者の主要な発言
（７）　その他委員長が必要と認める事項
２　前項の規定による会議録の公表は、杉並区のホームページへの掲載により行うものとする。
３　前２項の規定にかかわらず、非公開とした審議会の会議の会議録は、公表しない。
（部会長）
第４条　部会長は、部会の事務を総理し、部会の調査審議等の経過及び結果を審議会に報告する。
２　部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会の委員がその職務を代理する。
（庶務）
第５条　審議会の庶務は、子ども家庭部管理課において処理する。
（委任）
第６条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附　則

この規則は、令和８年１１月１日から施行する。